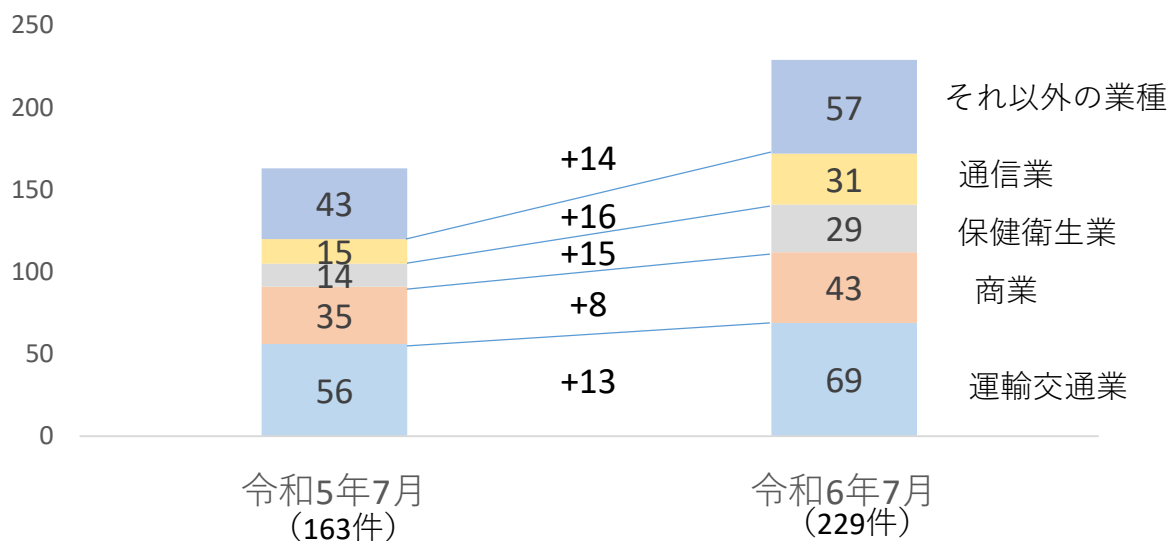


神奈川県内の新聞販売業、社会福祉施設で 交通労働災害が急増しています！！

令和6年7月末日現在、神奈川県内における交通労働災害の発生件数は229件、令和5年7月末日の件数163件から件数で66件、約4割の増加となりました。



令和6年1月から7月末日までに発生した交通労働災害を業種別で分類すると、最も多かったのは運輸交通業で全体の約3割、**7割は運送関係以外の業種で発生**しており、特に商業、保健衛生業、通信業で多く発生しています。

昨年同時期と比べ、商業に分類される**新聞販売業**は昨年同期から5件、保健衛生業に分類される**社会福祉施設**は20件増加しており、早急な対応が必要です。

新聞配達業の交通労働災害を 防止するために

県内の新聞配達業の交通労働災害で最も多かったのは、**バイク**での**転倒**でした。

バイク運転中の**急発進**や**急ハンドル**、**急ブレーキ**等**急**のつく運転をさせないよう、指導しましょう。

また、**降雪**時や**路面凍結**が予想される場合は、車両に**スノータイヤ**や**スノーチェーン**を装着しましょう。

社会福祉施設の交通労働災害を 防止するために

県内の社会福祉施設の交通労働災害で最も多かったのは、**自転車**や**バイク**での**転倒**災害でした。

交通安全情報マップを作成し、工事中の箇所や見通しの悪い箇所等の情報を事業場全員で共有し、交通安全に対する意識を高めましょう。

また、使用前に**車両**を**点検**し、不具合が認められたらすぐに修理しましょう。

事業主の皆様へ

すべての運転手を交通労働災害から守るため、

交通労働災害防止のためのガイドライン

に基づく配慮の実施をお願いします

□ 適正な労働時間管理・走行管理

- ・走行の開始・終了や経路についての計画を作成する。
- ・早朝時間帯の走行を可能な限り避け、十分な休憩時間、仮眠時間を確保する。

□ 点呼の実施

- ・疲労、飲酒、睡眠不足などで安全な運転ができない恐れがないか、業務開始前の点呼によって確認する。

□ 荷役作業を行わせる場合等

- ・運転者の身体的負荷を減少させるため、必要な用具などを備え付ける。
- ・荷を積載するときは、最大積載量を超えない、偏荷重が生じないようにする。

□ 交通労働災害防止の意識高揚

- ・交通事故発生状況などを記載した交通安全情報マップを作成する。
- ・ポスターや標語を掲示して、安全について常に意識させる。

特に二輪車に必要な配慮

□ 二輪車運転対策

- ・「高視認性の安全ベスト」、「ヘルメット」の着用を徹底する。
- ・雨天時のマンホールなどの上でのスリップや巻き込み事故など、二輪車運転時の危険性などについて教育する。

□ 教育の実施

以下の事項についての安全衛生教育を定期的に行う。

- ・十分な睡眠時間の必要性の理解
- ・飲酒による運転への影響の理解
- ・交通危険予知訓練による安全確保
- ・交通安全情報マップによる実態把握

□ その他

- ・交通労働災害防止のための管理者を選任し、目標を定める。
- ・運転者に対し、健康診断や面接指導などの健康管理を行う。
- ・異常気象や天災の場合、安全の確保のため走行中止、徐行運転や一時待機など、必要な指示を行う。
- ・自動車の走行前に自動車を点検し、必要に応じて修理を行う。

特に冬季に必要な配慮

□ 視認性向上

- ・他の車両からの視認性向上のため、早朝や夕方からの早めの点灯を励行する。

□ 季節・天候対策

- ・積雪や路面凍結など、交通安全情報マップなどを活用し、情報提供を行う。
- ・「急ハンドル」や「急ブレーキ」など急のつく動作やスピードの出しすぎに対し注意喚起を行う。

交通労働災害についての詳細は、以下のホームページをご確認ください。

- ・交通労働災害を防止するために

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000102664.html>



- ・職場のあんぜんサイト：交通労働災害の現状と防止対策

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/kotsutaisaku1505.html>

